

## 【概要版】

## 第4回笠岡市まちづくり協議会見直し検討委員会

1. 開催日 令和3年11月8日(月) 14:00~16:00
2. 開催場所 笠岡市市民活動支援センター2階第1会議室
3. 内容

## 1) 第3回見直し検討委員会のまとめについて(資料1)

## ■事務局説明

第3回検討委員会開催内容の確認を行いました。

## 2) 笠岡市まちづくり協議会条例素案について

## ■事務局説明

前回資料から修正した部分を朱書き記載。修正箇所について説明を行いました。

## ■各委員の意見・質問

## 【第1~3条】

(事務局提案) 第2条(5)の多様な主体の最後の「全ての個人及び団体」のところに「法人」を入れたい。第2条(1)と(5)との整合性を取り、表現をそろえる。

## 【第4~7条】

- ・第4条は(市民の役割)となっている、重要性を認識するのが役割かもしれないが、ちょっとどうか。
- ・「~を認識し、」の後の、「まちづくり協議会の活動に誰でも参加できるようにする」というのは、市民の人が入りたい人は誰でもどうぞというまちづくり協議会の役割。  
「まちづくり協議会の活動に誰でも参加することができるものとする」というのは、市民の権利ないし、まちづくり協議会が権利を保障するということになると思う。  
第5条に移すか、第4条のタイトルを「市民の権利」とかにするかの方が整合が取れると思う。NPO法の中で、NPO法人は参加できる権利を保証するようにとあり、同じように考えると、権利保障のような感じがする。
- ・第4条の「活動」というのは、具体的にはどんな活動か?まちづくり協議会は代議員がいて、定数もあり、誰でも入ることはできない。活動や行事に参加するのは可能。
- ・第10条(まちづくり協議会の構成員)は、(1)その区域に居住する者となっている。その人達は構成員になる。代議員に入るか、構成員に入るか、活動に参加するか、3段階ある。
- ・例えば、「市民の参加」として、そこに住んでいる人は誰でも参加できるというようにすればどうか。
- ・他の条文を見ていると、ここだけが、「参加することができるものとする」となっている。簡単に「参加することができる」で止めたらどうか。
- ・ここで言いたいのは、まちづくりは主体的、自主的活動に取り組むものだが、それよ

りも、気軽に誰でも参加できる表現のほうが適當ではないか。

- ・「誰でも参加できる」というのが、とても素晴らしいと思う。地元で生まれて、地元で育つ人にとっては、きっとまちづくり協議会というのは、自分が知り合いの方がいて、参加しやすく、続きやすいものだと思うが、移住者が入ってきた場合のことを想定すると、誰でも参加しやすいというような文言は移住者の目線からするとあってほしい。
- ・「市民の参加」という案がいい。
- ・「参加」くらいの方が入りやすい。
- ・「ものとする」をそのまま活かして、タイトルのところを「市民の参加」にするということとする。

#### 【第8～10条】

- ・第10条の(3)について他の条文と整合性を確認する必要がある。

#### 【第11～12条】

- ・なし

#### 【第13～16条】

- ・第15条（市の支援）に書いてあるのが、「財政的支援」、「人的資源」、「情報発信等」の支援を行うとなっていて、手引きの方では「人的支援」、「人材育成」、「財政支援」になっており、どちらかに揃えたほうがよい。
- ・条例がもともになるので、条例の「財政的支援」、「人的資源」、「情報発信等」がこれでもいいのかと思う。
- ・内容的には手引きに書いてあることをしていただくことになるので、条例、手引き両方に入っているものは両方に入っていた方がいい。  
→（事務局）内部で調整し、揃える方向にします。
- ・第15条で、情報発信はあるが、市からでないといけない情報提供、将来人口などこれからの計画づくりにはとても必要なところと思うので、入れておいてもらった方がいい。事務局で検討してもらいたい。
- ・事務局に教えてほしいのだが、第15条（市の支援）の中で、2行目で、「人的資源」とあるが、これをもって支援を行うという解釈でいいのか？その「人的資源」とは何を指すのか？  
→（事務局）「人的資源」というのは、手引きに記載した「人的支援」の、地域担当職員制度、市民活動支援センター、人材育成といったものを指し、支援を行うという形を表現している。手引きと条例とで揃えたい。
- ・「資源」と「支援」の違いは何か？似た言葉だから統一しないといけない。
- ・人的資源は地域担当職員などを指すものとして、大変大事な役割を果たすので、表記は先ほどのご意見を踏まえて事務局の方で調整していただきたい。  
→（事務局）意味合いとして「人的な支援」ということで考えていて、条例の中で財政的支援、人的資源、情報発信等の支援ということで、この3つ全てを

支援と表現しています。「資源」という言葉は表現として不適切と考えます。

【第 17～20 条, 附則】

- ・なし

【その他】

- ・この条例が通ったら、解説付きのものをまち協の方には配布したほうがよい。ご検討ください。
- ・解説付きの方が丁寧で、いろんな方がわかりやすい解説なので、あると良いと思った。  
→（事務局）そういうふうに使える構成になっているので、説明会とかでこういう解説付きのもので取り組ませてもらいたい。

### 3) 笠岡市協働のまちづくりの手引き素案について

■事務局説明

前回資料から修正した部分を朱書き記載。修正箇所について説明を行いました。

■委員の意見・質問

委員長，副委員長，事務局で最終的なところについては一任してもらいたい。

【目次の「1 はじめに」～「3 協働のまちづくりをすすめるために】

- ・P1「はじめに」7行目「平成24年度より」とあるが「から」の方が正しい。
- ・「市民の方々」という表現が気にかかる。  
→（事務局）「市民の方々」という表現は行政目線を強く感じるため「市民の皆様」などの表現に修正する。
- ・P1, 17行目「地域では、行政協力委員や社会福祉協議会、…」とあるが、この中に公民館を入れるべき。  
→（事務局）条例でも公民館を行政協力委員の前という意見があったので、条例と合わせた表現で考えていきたい。
- ・P3の支援計画図はP11支援項目と整合性をとってください。
- ・3ページの図の、オレンジ・青・黄色になっているのが全部「今回新設」となっている。これはどうなのか。  
→（事務局）凡例、色を整理して既存、新設が区別できるようにします。
- ・P11の「ファシリテーター研修」、「地域カルテ研修」はどんな研修をするのかわからない。一般の人が見てもわかるような文言で書いてほしい。  
→（事務局）事務局で調整します。

■目次の「4 まちづくり協議会」から「6 今後に向けて」】

- ・地域担当職員の運用状況は3～4人となっている。記載は運用に合わせた方がよい。人数が変わることがあるなら「3～4人」でいい。
  - （事務局）地域担当職員は各地区最低3人はいる。活動量などにより4人配置している場合もあるため、このまま「3～4人」の記載としたい。
- ・地域担当職員の職務として、まちづくり協議会の会議や行事に参加して、地域と行政との連絡・調整といったパイプ役を担うとあるが、これはあくまでまちづくり協議会に関する業務のみを担うのか？まちづくり協議会限定でなく、もっと地域のことに一緒に取り組んでくれる地域担当職員がおられたらいいと思う。
  - （事務局）地域におられる各種役員の困りごとは、まちづくり協議会が抱えているであろう問題と同じことではないかと思う。そういった方々や地域の意見を担当課の方に繋げていくなど地域の役員の方と困りごとについては何でも相談できるポジションにたつのが地域担当職員のあるべき姿と思っている。地域に顔見せしながら、何でも話しかけられるような職員に育てていきたいと考えている。
- ・地域担当職員は人事課の所管か？配置についての采配を振るうのは人事課か？
  - （事務局）配置は市長名の辞令になるので、人事課を経由しての配置になる。ただし、政策部の方で、可能な方を確認して、最終的に人事課と調整する。
- ・基本的に何人？人口割りか？判断材料とかそういうものは。
  - （事務局）3人は最低限設けているが、それ以上に設定するのは、諸事情を鑑みながら。基準があって何人になるとかではない。
- ・ある地区の場合、まちづくり協議会の定例会を月1しているが、そのときに、まち協に困りごとを地区の皆さんが持って来られるので、それを地域担当職員の方にお話して、持って帰って検討してもらっている。困りごとがあれば、まち協の会議も、みなさん見学してもらって、意見を言ってもらっていいですよという形でやったら、まち協で皆さん困っているんだな、じゃあ、この方向で困っていらっしゃるが、どうしたらいいか、市の担当課の方に持って帰って、相談しますという感じでまち協を使われている。そういうふうにしたらどうか。
- ・今言われていることは、その人材の関係を市の方をお願いするという意味か？
- ・そうではなくて、あくまで調整。地域の中での調整を担っていただくときに、どこへ当たったらいいか、誰に当たったらいいかというアドバイスをしたり、担当として動いてくださるのかということ。
- ・地域担当職員制度についていろいろご意見を言われているが、これは10年前にスタートして、これまでを振り返って検証するということところで、出てきたのが、地域担当職員制度が本当に機能しているのだろうかといったところ。会長懇談会の概要にも地域担当職員のこと書かれているので、今一度、地域担当職員の果たす役割と

して、困りごとの相談とか、あるいはパイプ役で、担当課と繋いだり、まちづくり計画を立てるところにも、総合計画との整合性というがあるので、やはりそういうときには職員の方に入っていただき、ファシリテーターの役割もありまして、この制度が十分機能すれば、ほんとに充実したものになるのではないかと。今は活動が低調なところには、そういう支援、職員の方が張り付いてある程度主導していただくのもあるのでは。ここは制度を左右するような重要な地域担当職員制度だと思うので、もう少し役割とか詳しくに市民の人にわかりやすくできれば。そのあたりをもう少しわかりやすく追求するのもありかと思う。

- 社協の立場からすると、福祉のエリアというところと、基本的には地域と一緒にやっていくところなので、腰を据えてできる。だが、市の職員は、地域担当職員ばかりしているわけではない中で、本来の業務もあるうえで加えて、この業務をしていっている中で、全てのことを把握しろというのは、とてもじゃなく、すごく苦しいことではないかと自分は見ていると思う。そういう中で、地域担当職員になった人は、苦勞されたりというのをすごく見てきたし、社協の会議にも出てこられたりというようなこととしていく中で事業をやっているの、それを理解していただいたうえで記入などをしていただかないと、地域担当職員が全部背負わされると、頼む方の、担当課の一番の重荷になってきたりとか、逆に、個人的に担当が恨まれてもいけないので、ここで整理したうえで書いてもらった方が良いと思う。すごく活動している地区の担当職員はほんとに土日も出て、行事も出てといたら、休みも無くなってくるような感じに見えていたので。
- 地域診断やファシリテーターをしていっていたら、どうしても職員が中心で、説明したりしないといけなくなってくるので、いくらか線を引いて。地区の人達のための、よりよくするためのまちづくり協議会なので、そこを主体にしないと、論点がずれてくるような感じもしてくる。
- いろいろ地域担当職員制度についてはご意見を聞きまして、理想と実態とご苦勞もあるということで、そのあたりについては、見直すべきところは見直して、ということでもよろしいでしょうか。
- 役員の任期ですが、会長の任期は1期2年が原則となっているが、その他の役員の任期は設けないということが役員の任期のところにある。その辺の考え方は？まち協は規約で任期を決めていて、役員の任期も決めているが、手引きでは、会長の任期のみが1期2年が原則で、その他の役員の任期は期限は設けないということになっている。その確認をお願いしたい。

→ (事務局) 事務局の考え方としては、「期限を設けませんが」という表現を取っているが、無期限という意味では無く、各まち協で設定されているのを使っていただければというふうに考えている。ただ、会長の任期については、「1期2年を原則とします」とあえてここで触れさせていただいているのは、会長役、代わりの方がいないという現実もあると思うが、あまりにも長年勤められるのはいかなものかということから、1期2年を原則として、見直していただきたいということです。基本

的にはもうまちづくり協議会で決められることなので、それについて、いい、悪いと言うものではない。

- ・会長1期だと、なかなか会長になり手がいないようだ。これが表に出るので、1期2年を原則という。再任はあるが。
  - ・もともと最初は3期6年まではよかった。2年に絞ったということは今言われたような感じを受ける。
  - ・当初は会長任期は3期というのか、6年だった。
  - ・会長以下他の役員でひとくくりでいいのか、会長と他の役員で2段構えにするのがいいのか。今は会長と役員がひとくくりでやっているの、若干分かりづらいかと思う。
  - ・会長の任期を元に戻して6年にする方がいいのか、確かにその他の役員については、大体各まち協でももう2年で再任を妨げるものではないという形でやっている規約が多いが、その実情を踏まえたとえ、この言葉を入れないと、事務局はどういう考えだとつっこまれる。
  - ・(事務局) 会長だけが1期2年を原則とすると書かれていて、他の役員は期限を設けませんということです、基本的にはまちづくり協議会の中で判断されることになっていきます。会長については6年10年という話も出ているが、2年に1度は話し合いの場を設けていただいて、今後どうあるべきかなどを話し合うことに使っていただきたい。だから、事務局の方で、2年に1回確実に変えなければならないといったものではないので、ただし、2年に1回はこのままでいいのか考えてみる機会を設けてもらいたい。
  - ・その説明があれば納得できる。1期2年にするのであれば、全て役員も原則1期2年にすべきだと思うが。
  - ・任期の1期2年が単位で、2年ごとに見直しをしましょうというのはいいんだと。ただ、それが再任してはダメだというと、後がないから困るという話だと思う。そこが伝わるように、もう少し丁寧に文章を書き加えると、役員が定期的に交代することで、引き継ぎをする仕組みを作ったり、後継者問題に対策ができるし、組織の新陳代謝を図ることができますということが伝えたいと思うので、これを先に出して、例えばそういうやり方もあるのではないかと書く方が、意味がわかりやすくなると思う。そういう整理をしたらいいのでは。
- (事務局) 全体的にこの文章表現、任期から始まっているので、冷たく感じるのかと思います。こういう意図を持って、こういう理念を持っていますという書き方に、もう少しかみ砕いて、わかりやすい表現に変えさせていただきたい。
- ・前回話をしたときに、情報発信の手伝いだけでなく、市が情報提供をちゃんとしますよということも言った方がいいのではというご意見があったと思うので、支援項目に情報発信と情報提供みたいなものを、柱としてちゃんと立てて、情報発信を手伝うし、情報提供もちゃんとしますよということを入れた方が、先ほどの議論と整合が取れるのでは。もう一つは、一番最初の課題点としても、「後継者が育たない」ということが

非常に重要であるというお話があったので、人材育成の中の、地域の方に対して、さっきのファシリテーター研修とかいろいろ書いてあったところだが、地域向けのリーダー研修みたいなのが書いてない気がするので、リーダー候補者になる方とか、リーダー向けの研修をちゃんとお提供して、次にリーダーになる人を育てるお手伝いをしますよ、みたいなことを入れると、最初の課題とここで言っていることがマッチするのではないか。地域向け研修のところ、そういうリーダー研修とか、リーダー候補者研修みたいなものを入れるといいのでは。

#### 4) 提言書について

(事務局) 前回、副委員長様から、この委員会が出た意見を提言書にまとめて、市長に意見として提出したらどうかという意見をいただいている。これについて、委員の皆様の総意になると思うので、ご意見を賜りたい。

市への提言を作るこの方向性についての意向を確認させていただきたい。

- ・ 笠岡市の危機管理としてもまちづくり協議会に防災部会を設けていただいて、防災についていろいろと地域住民の意識を高めて、いろんなことをしてもらいたい。今問題になっているのは、個別避難計画で、一人で避難できない人、障がい者、高齢者等をいわゆる地域の人で助け合って、もし災害が起きたときにはそういう人を避難所、緊急避難場所等に連れて行くということ。国も内閣府も県または市もそういう方向に進んでいる。自主防災会として、このようなことを各地区の会長さんをお願いしているが、単独の自主防災会だけではなかなか難しいと思う。今、市内に110くらい自主防災会があるが、まちづくり協議会単位で防災部会を設けていただいて、その中に自主防災会の会長さん等が入っていろいろと協議をしてもらえれば、個別避難経路等も取組しやすいのではと思うので、ぜひとも、この検討委員会の提言をお願いしたい。
- ・ 委員の皆様の意見をお預かりして、委員長と私である程度整理させていただき、提言書という形で項目整理をしたものを、次に見ていただいて、出して行くということで進めていければ。